

山口県報

平成24年
7月6日
(金曜日)

目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 二

生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出 (厚政課) 二

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (四件) (厚政課) 四

公告

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (一〇件) (商政課) 五

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出 (商政課) 一

一般競争入札の実施 (物品管理課) 一

公安委公告

契約の締結 三

山口県告示第二百七十二号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年七月六日から同月二十六日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 昭和電工株式会社
住 所 東京都港区芝大門一丁目三番九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 昭和電工株式会社徳山事業所
所 在 地 周南市開成町四九八〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三七一口	一六	平成二四、 七、二七	平成二四、 九、一〇	平成二四、 九、一〇
備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。				連 続 二 四 時 間 変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大		
三七一〇	八・六	八・六	三、二六〇	三、二六〇
水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)	(mg/l)
化学的酸素要求量	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)	(mg/l)
浮遊物質	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)	(mg/l)
窒素	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)	(mg/l)
リン	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)	(mg/l)
排水等の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大	通 常 最 大	〇・七	〇・七

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No.1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六・八	五・八	四	四、〇二〇
水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)
化学的酸素要求量	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)
浮遊物質	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)
窒素	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)
リン	通 常 最 大	通 常 最 大	(mg/l)
排水の一日当たりの量 (m ³)	通 常 最 大	通 常 最 大	四、〇二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

山口県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

名 医 称 療 所 機 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団師井皮ふ科 宇部市恩田町二丁目二八番三五号	平成二四、四、一
牧野医院 山口市三の宮一丁目二番一五号	三、三
前野歯科医院 宇部市大字西岐波四四二二の二	三、三
県庁内miwa歯科 山口市滝町一番一号	三、三
水野歯科医院 周南市大字榑ヶ浜五一の二	四、一
錦帯橋薬局 岩国市岩国四丁目七番二二号	三、三

山口県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助の

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

名 医 称 療 所 機 在 地	指 定 年 月 日
まつら内科 岩国市岩国四丁目七番三三号	平成二四、四、一
さいとう整形外科 熊毛郡平生町大字平生村六七五の二	三、三
水野歯科医院 周南市大字榑ヶ浜一三四の二	三、三

有限会社しらき 大島郡周防大島 有限会社しらき 大島郡周防大島 平成二二、
町大字西方一四 町大字西方一四 二二、

山口県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
濱田 敬史	柳井市新庄一五二九の一	浜田内科循環器科	柳井市新庄一五二九の一	介護予防 在宅医療管理指導	平成二四、二五
有限会社スフォーマックス	宇部市浜田三丁目一番八一号	デイサービスセンター私の家HANAAR	宇部市中央町三丁目二番七号	介護予防 通所介護	六、一
合同会社山口福祉サービス	山口市吉敷赤田三丁目七番一六号	デイサービス ひなた	山口市吉敷赤田三丁目七番一六号	介護予防	四、
三田尻生活・ケア総合センター株式会社	防府市中央町六番三二二号	セカンドハウス三田尻	防府市迫戸町二番四六号	介護予防	二、
合同会社かがやき	周南市大字大河内二一五の二一八	デイサービス センターかがやき	周南市大字大河内二一五の二一八	介護予防	平成二二、一〇、
有限会社しらき	大島郡周防大島町大字西方一四	有限会社しらき	大島郡周防大島町大字西方一四	介護予防	二、
社会福祉法人 錦福祉会	岩国市錦町広瀬七五八	岩国市錦介護老人保健施設 あさぎりの郷	岩国市錦町広瀬七〇五	介護予防 通所介護	平成二四、三、
医療法人イオキ会	周南市大字栗屋八三九の一	医療法人イオキ会徳山内科クリニック	周南市大字栗屋八三九の一	介護予防 通所介護	二、

社会福祉法人 恒和会	柳井市伊保庄一の四	シンシアゆう	岩国市藤生町三丁目二七番八号	介護予防 生活介護	五、
社会福祉法人 錦福祉会	岩国市錦町広瀬七五八	岩国市錦介護老人保健施設 あさぎりの郷	瀬七〇五	介護予防 生活介護	三、
有限会社ミセスヘルパー	宇部市大字西岐波五二二四の三	宅老所喜楽苑	宇部市大字西岐波五二二四の一	介護予防 小規模多機能型居宅介護	五、
社会福祉法人 恒和会	柳井市伊保庄一の四	小規模多機能 シンシアゆう	岩国市藤生町三丁目二七番八号	介護予防 生活介護	二、
医療法人 新生会	岩国市多田三丁目一〇の一五	小規模多機能型居宅介護 さくらんぼはうす	丁目七番八号	介護予防 生活介護	二、

山口県告示第二百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

地域包括支援センター名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 松寿会	防府市戎町二丁目七番四三三	防府南地域包括支援センター	防府市大字新田五七四の三	平成二四、一
社会福祉法人 錦福祉会	岩国市錦町広瀬七五八	岩国市錦地域包括支援センター	岩国市錦町広瀬七〇五	六、



(三〇二) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号

所 代表者の氏名 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前八時	午前七時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から午後一時三〇分まで	午前六時三〇分から午後一時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関

所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

所 代表者の氏名 佐藤 一郎

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前八時	午前七時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前七時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

所 代表者の氏名 若林 辰雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前七時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ大内店

所在地 山口市大内長野五八一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二

代表者の氏名 岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前七時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三〇分から午後九時三〇分まで	午前六時三〇分から午後九時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ヤマダ電機

住所 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時	午前七時
	午前八時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン防府店

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

三 イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 村井 正平
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時 午後七時三〇分から午後一時三〇分まで	午前七時 午後六時三〇分から午後一時三〇分まで

四 届出年月日
 平成二十四年五月二十四日
 五 変更年月日
 平成二十四年六月一日

(三〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二 岩本 隆雄
 式会社

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時 午後七時三〇分から午後一時三〇分まで	午前七時 午後六時三〇分から午後一時三〇分まで
---	----------------------------	----------------------------

四 届出年月日
 平成二十四年五月二十四日
 五 変更年月日
 平成二十四年六月一日

(三〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン光店
 所在地 光市浅江一七五六の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 村井 正平

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午後八時三〇分から午後一時三〇分まで	午前七時 午後六時三〇分から午後一時三〇分まで

四 届出年月日
 平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日
平成二十四年六月一日

(三〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市三左衛門堀東の町二二二 岩本 隆雄
株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時三〇分から	翌日の午前零時三〇分まで	午前七時	午前六時三〇分から	翌日の午前零時三〇分まで	
来客が駐車場を利用することができる時間帯							

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目四四七三の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
イオンタウン株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五の一 大門 淳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時三〇分から	翌日の午前零時三〇分まで	午前七時	午前六時三〇分から	翌日の午前零時三〇分まで	
来客が駐車場を利用することができる時間帯							

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業建設部商工労働観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市三左衛門堀東の町二二

岩本 隆雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	マックスバリュ西日本株式会社	午前九時	午前七時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月一日

(三三〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン長府PART II

所在地 下関市ゆめタウン二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	変 更 前	変 更 後
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午後八時	翌日の午前五時
		午前九時三〇分から午後九時三〇分まで	午前九時三〇分から翌日の午前五時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年六月七日

五 変更年月日

平成二十四年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン長府PART II

所在地 下関市ゆめタウン二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	変 更 前	変 更 後
		午前八時から午後六時まで	午前六時から午後九時まで

四 届出年月日

平成二十四年六月七日

五 変更年月日

平成二十五年二月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	ゆめタウン長府PART II		
所在地	下関市ゆめタウン二番一号		
二届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名			
名称	住 所		代表者の氏名
株式会社イズミ	広島市南区京橋町二番二二号		山西 泰明
三 変更に係る事項			
荷さばき施設の位置			
四 届出年月日			
平成二十四年六月七日			
五 変更年月日			
平成二十五年二月八日			
(三二一) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出			
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。			
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。			
平成二十四年七月六日		山口県知事	二井 関成
一 大規模小売店舗の名称及び所在地			
名称	ザ・ビッグ岩国店		
所在地	岩国市三笠町三丁目一番一号		
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名			
名称	住 所		代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 式会社	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一		岩本 隆雄
三 変更に係る事項の概要			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前七時	

来客が駐車場を利用することが
できる時間帯
午前八時三〇分から午後一〇
時三〇分まで
午前六時三〇分から午後一〇
時三〇分まで

- 四 届出年月日
平成二十四年五月二十四日
- 五 変更年月日
平成二十四年六月一日
- (三二二) 一般競争入札の実施
次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年度政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十四年七月六日
山口県知事 二井 関成
- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
(一) 物品等の名称及び数量
県立学校コンピュータ教室用機器 一式
(二) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 納入期限
平成二十四年十二月二十八日
(四) 納入場所
山口県立周防大島高等学校ほか十七箇所
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百

- 七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限
平成二十四年八月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年八月十六日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成二十四年八月十六日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)(第一百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。
- (五) 契約保証金
免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)にお問い合わせください。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools
- (3) Delivery period: December 28, 2012
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima High School and 17 other places
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 15, 2012
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 16, 2012)

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

交通信号灯器 千七百六十三台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年六月十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇

六 落札金額

五千六十一万円

七 入札公告日

平成二十四年五月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関 成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



平成二十四年七月六日印刷

発行所

山口県知事